



豊二校だより

令和5年(2023年)1月31日 No.13
吹田市立豊津第二小学校
吹田市江坂町2丁目5番1号
TEL6386-0861 FAX6386-8743
http://www.suita.ed.jp/gak/es/16-toyo2/



“いじめ”ということについて

平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法」が制定され、施行されています。
吹田市では「吹田市いじめ防止基本方針」を策定し、豊津第二小学校でも「いじめ防止基本方針」を定め、「いじめ対策委員会」を設け、学校全体でいじめの防止、早期発見、いじめへの対処を行っています。
また、吹田市ではいじめのない学校づくりを目標に、「すいたGRE・ENスクールプロジェクト」を進めています。いじめ予防授業を全市立小・中学校で実施し、SC(スクールカウンセラー・・・小学校では教育相談員)やSSW(スクールソーシャルワーカー)との連携を深めるなど、子どもたちが過ごしやすい学校環境をつくるためのプロジェクトです。

吹田市いじめ防止基本方針 **すいたGRE・ENスクールプロジェクト** (吹田市のHPから見ることができます)
豊二小いじめ防止基本方針 (豊津第二小学校のHPに掲載しています)

ところで、この「いじめ防止対策推進法」にある法律上の“いじめ”の定義について、ご存知ですか？
同法には定義として、次のようにあります。(第二条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

では、次の場合はどうでしょうか。「いじめ」ですか? 「いじめ」ではありませんか?

Aさんが算数の問題を一生懸命に考えていたところ、隣の席の算数が得意なBさんは、解き方と答えを教えてあげた。Aさんは、あと一息で正解にたどり着くところであり、答えを聞いた途端に泣き出してしまった。このことでBさんは困惑してしまった。

このような場合でも、法律上は“いじめ^①”として認知することになっています。たとえAさんが善意で行っていたとしても、Bさんは泣いているので苦痛を感じていると捉えるのが同法の考え方です。

辞書では、「いじめ」を「肉体的、精神的に自分より弱いものを、暴力や嫌がらせなどによって苦しめること」と説明しています。一般的に考えられている“いじめ^②”のイメージは、こちらに近いかもしれませんが、さらに、**集団で一人をターゲットにしたり、何度も繰り返されたりする嫌がらせがあると、それが「いじめ」だ、と。しかし「いじめ防止対策推進法」にある法律上の定義によれば、それらのいわゆる“いじめ^②”は“いじめ^①”の一部であって全てではありません。法律上の“いじめ^①”は非常に広い範囲で定義されているのです。法律上の“いじめ^①”は、「いじめ」という言葉が発する印象・語感から認識するものとは違い、辞書にあるような一般的に考えられている“いじめ^②”とは、その意味する範囲が違うのです。このあたりが、私たち教師が“いじめ”に対応するうえで悩まされるところであり、わかりにくくしているところです。法律上定義されている“いじめ^①”は、むしろ、「いろいろな人との関係の中で起こったいろいろな“嫌なこと”」というのが近いかもしれません。**

なぜこんなことになったかという、おそらくは「いじめ」を定義するのが難しいこと、つまり、どこからが「いじめ」で、どこまではそうでないか線引きがしづらく、同じ行為であっても、教師によって「いじめ」として認知するかしないかに違いが出てしまうからではないか、と思います。教師によって「いじめ」として認知したりしなかったりすることがないように、子どもが感じている苦痛を積極的に把握し、早期に対応していくための定義であることは間違いないようです。こうなると、認知しなければならない“いじめ^①”(“嫌なこと”)と、対応しなければならない「いじめ」が違うこととなり、ますますわかりにくくなってしまいます。

やはりここは、名称を変えるべきではないのかな、なんてことを最近よく考えます。法律上の“いじめ^①”は、別の言い方にした方がわかりやすいんじゃないでしょうか。認識したり区別したり理解したりするために、**ネーミングはとても重要**です。

子どもの人格や将来、命にとって重要なことです。「いじめ」というはっきりとしない言葉で一括りにしてしまってもよいのでしょうか。認知すべき事象と、対応すべき事象は呼び方を変えないと、いつまでたってもわかりにくいままになってしまいます。

いじめ^①: 法律上の“いじめ” **いじめ^②: 一般的に考えられている“いじめ”**

校長 吉田一春

| 2月行事予定 ※変更もあります | | | | |
|-----------------|---|----|-------------------------|----|
| 日 | 曜 | 朝 | 学校行事 | 太陽 |
| 1 | 水 | | 委員会 防犯教室1・2年 AET | |
| 2 | 木 | | AET | ○ |
| 3 | 金 | | クリーン活動予備日5・6年 | |
| 4 | 土 | | | |
| 5 | 日 | | | |
| 6 | 月 | | SSW PCサポート 豊津西中入学説明会 | ○ |
| 7 | 火 | | 参観1・4・5年 校内作品展 | |
| 8 | 水 | 集会 | 校内作品展(児童のみ) 5限授業 | |
| 9 | 木 | | 参観2・3・6年 校内作品展 AET | ○ |
| 10 | 金 | | 色覚検査1年(希望者) | |
| 11 | 土 | | 建国記念日 | |
| 12 | 日 | | | |
| 13 | 月 | | SSW 新入生入学説明会 | ○ |
| 14 | 火 | | 学保タイム 教育相談(火曜実施) | |
| 15 | 水 | | クラブ | |
| 16 | 木 | | AET | ○ |
| 17 | 金 | | PCサポート | |
| 18 | 土 | | | |
| 19 | 日 | | | |
| 20 | 月 | | SSW 教育相談 | ○ |
| 21 | 火 | | 学保タイム | |
| 22 | 水 | | 卒業遠足6年 高学年6限授業 AET | |
| 23 | 木 | | 天皇誕生日 | |
| 24 | 金 | | 社会見学3年 AET | |
| 25 | 土 | | | |
| 26 | 日 | | | |
| 27 | 月 | | 豊津西中生徒会訪問6年 AET | ○ |
| 28 | 火 | | 卒業遠足予備日6年 AET | |

| 3月行事予定 ※変更もあります | | |
|-----------------|---|---|
| 1 | 水 | 5限授業 AET SSW なかよし6年生を送る会 |
| 2 | 木 | AET |
| 3 | 金 | PCサポート |
| 6 | 月 | 教育相談 SSW |
| 7 | 火 | お楽しみ給食6年 |
| 8 | 水 | 委員会 |
| 9 | 木 | AET |
| 10 | 金 | 3.11放送集会 |
| 13 | 月 | SSW |
| 15 | 水 | 卒業式予行 1~5年 13:30 下校 |
| 16 | 木 | 卒業式前日準備 1~4・6年 13:30 下校 給食最終6年 AET PCサポート |
| 17 | 金 | 卒業式 |
| 20 | 月 | SSW |
| 22 | 水 | 5限授業 |
| 23 | 木 | 給食最終 大掃除 AET |
| 24 | 金 | 修了式 |

○○○お願いとお知らせ○○○

- お子様のみならず、同居ご家族に風邪症状等がある場合は、感染防止の観点から登校を控えてください。欠席とせず「出席停止」として取り扱います。また、お子様やご家族の方が陽性者となった場合は、学校へ速やかに連絡してください。臨時休業等を回避するためにも、ご理解、ご協力をお願いします。
- 配付済の『「学校給食費」・「学校徴収金等」の口座振替の申込手続き』について、**2月28日(火)までにすべてのご家庭において手続きが必要**です。ご利用金融機関により受付期間・方法が異なります。詳細は、吹田市ホームページ>子育て・教育>学校>学校徴収金等からご確認ください。
- 9日(木)・22日(水)は、学校納入金振替日です。PTA会費・積立金は2か月分(2・3月分)となります。

2月の生活目標 「外で元気に体を動かそう」

休み時間もすすんで体を動かし、寒さや風邪に負けない元気な体づくりに励み、健康に3学期を過ごしたいものです。